

適正な弁護士人口に関する決議

司法試験の合格者数は1990（平成2）年までは約500人であったが、その後増加し1999（平成11）年には1000人となった。年間3000人とする司法制度改革推進計画が2002（平成14）年に閣議決定されたことを受け、さらに急増した。2007（平成19）年には2000人を超えたが、その後は約2000人で推移している。

司法試験の合格者数は急増したが、裁判官や検察官については大幅な増員がなかったために弁護士数だけが急増し、弁護士数は2000（平成12）年に1万7126人であったものが、2010（平成22）年末には3万0429人となった。

弁護士人口問題については、当連合会は、2008（平成20）年11月14日の定期大会において、弁護士人口問題の本質的課題は、国民の人権を十全に保全するために真に必要なとする弁護士数を確保すること及びその質的向上を図ることにあり、司法試験合格者数を年間3000人程度とする政策を見直し、調査や検証を行い、早い時期に適正な規模に減少すべきであることを決議した。

その後の経過を見ても、同決議が指摘したとおり、法的需要とのバランスを欠く司法試験の合格者数の急増によって弊害が生じ、深刻化している。

四国管内においては、地方裁判所の新受事件数は2000（平成12）年には4033件であったが年々減少し、2005（平成17）年には2888件まで減少した。その後は、消費者金融会社に対する不当利得返還請求事件が急増したので増加してきたが、既に減少に転じている。相談件数も、2006（平成18）年に法テラスが設立されて相談件数が増加してきたが、債務整理事件が多いため地裁の新受件数と同様に今後は減少が予想される。

企業や自治体における法曹需要についても、日弁連が実施した2009（平成21）年の企業アンケート調査で回答のあった1196社のうち、1149社が現在も弁護士を採用していない。2010（平成22）年の自治体アンケート調査でも回答のあった1226自治体のうち、採用しているのは10自治体にすぎない。採用には消極的であって、今後も法曹需要が増大する見込みがない。

このような現実の法的需要に対し、司法試験の合格者数を急増させたことから、特に司法修習生の就職問題が深刻化している。既存の法律事務所に就職しても給与の保障のないいわゆる「ノキ弁」や即時独立する事例が生じてきたが、それらにと

どまらず、弁護士会への一括登録申請時点で弁護士登録をしない未登録者が2008（平成20）年に122人、2009（平成21）年に184人、2010（平成22）年に258人と急増している。

弁護士としての技能取得は、司法修習後のオン・ザ・ジョブ・トレーニングによるところが大きいですが、就職先すら十分でないのであるからその機会が減少することになる。

2回試験の不合格者数は、2007（平成19）年に147人にも達したが、その後若干減少したものの100人近くの不合格者がでる状態が続いている。

法科大学院の適性試験の志願者数は、2003（平成15）年の5万9393人から2010（平成22）年には1万6470人となり、約4分の1に落ち込んでいる。就職先すらない状況では志願者が減少するのは当然であるが、有為の人材が他の分野に流れてしまえば、ますます弁護士の質の低下は避けられない。

また、国民が弁護士を必要とする事態は現実的には一生に一度あるかないかであり、市場競争原理が適正に作用する場面ではない。法的需要とのバランスを欠く弁護士数の急増はやがては過当競争とならざるを得ないおそれがある。それでは競争により得られる利益よりも大きな損害を社会に与える可能性がある。

プロフェッションたる法曹が国民の身近に存在することが求められるが、法曹としての法的・倫理的能力を取得するにはそれなりに時間を要することである。十分な期間をかけた司法修習やオン・ザ・ジョブ・トレーニングによる習得が必要不可欠である。そのような十分な措置を講じられてこそ、国民に信頼される次世代のプロフェッションたる法曹が養成できるのである。

司法試験の合格者数を年間1000人程度としても、弁護士人口は増加していき、2023（平成35）年には法曹の人口が約4万人となる。

これまでのように弁護士数を急増させるのではなくて漸増によって、弁護士の質的能力を維持・養成しつつ、適正な弁護士人口を確保していくべきである。

よって、当連合会は、政府に対し、司法試験の合格者数を現状の年間約2000人から段階的に減少させ、できるだけ早期に年間1000人程度にすることを求めるものである。

以上のとおり決議する。

2011（平成23）年10月14日

四国弁護士会連合会